

【所得控除関係】

- 社会保険料控除：各種証明書等（国民年金保険料など）
 - 小規模企業等共済等掛金控除：支払った掛金額の証明書
 - 生命保険料控除、地震保険料控除：保険会社などが発行する控除証明書
 - 障害者控除：障害者手帳など
- 障害者控除対象者認定書（詳細については、介護福祉課までお問い合わせください。）
- 医療費控除：医療費控除の明細書、医療費通知（原本）
※医療費控除の明細書は、必ず事前に作成のうえお持ちください。
用紙は国税庁ホームページまたは市役所課税課でもお取りいただけます。

次に該当する方は市・県民税の申告書の提出は不要です

- 税務署に所得税の確定申告書を提出する方
- 給与所得または公的年金所得のみの方（支払者が支払報告書を市役所に提出している場合）。ただし、他の所得がある場合や所得控除の追加または変更がある場合は申告が必要となります。

令和5年度における市・県民税が一部改正になります

- 詳しくは市ホームページをご覧いただき、お問い合わせください。

市ホームページはこちら▶



問 課税課 市民税係 ☎ 0297(21)2213

※申告相談期間中（2月9日～3月15日）は、申告相談会場（右ページ記載）へお問い合わせください。

次に該当する場合は税務署で申告をお願いします

- 土地・建物などの譲渡所得
- 住宅借入金等特別控除（初年度）の申告
- 令和4年中に亡くなった方の申告（準確定申告）
- 消費税・贈与税などの所得税以外の申告
- 株式などの譲渡所得・配当所得
- 令和3年分以前の申告
- 青色申告

※市の申告相談会場では、市・県民税および簡易な所得税の申告のみを受け付けています。上記の申告をする場合は、古河税務署に直接提出（郵送可）、または電子申告（e-Tax）をご利用ください。



問 古河税務署 ☎ 0280(32)4161 〒 306-8686 古河市北町5番2号

公的年金の源泉徴収票について

国民年金、厚生年金などの老齢・退職年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象です。（障害年金・遺族年金は、非課税所得となります。）

そのため、老齢年金受給者には、1年間の年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が1月末日までにお手元に送付されます。申告の際には、忘れずに提示してください。

問 ねんきんダイヤル ☎ 0570(05)1165 下館年金事務所 ☎ 0296(25)0829

新型コロナウイルス感染症拡大防止にともなう郵送申告のご協力について

期間中は、郵送での市・県民税申告も受け付けています。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。また、咳、発熱などの症状がある方や体調のすぐれない方は、ご来場をお控えください。

- 郵送先 課税課 市民税係 〒 306-0692 坂東市岩井 4365 番地